

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員定数条例

令和 8 年 3 月 30 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号

泉佐野市田尻町清掃施設組合職員定数条例(昭和 40 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号)の全部を改正する。

(職員の定義)

第 1 条 この条例において「職員」とは、組合の常勤の職員で一般職に属するもの(臨時に雇用される者を除く。)をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者の補助機関たる職員 7 人
- (2) 監査委員の事務職員 2 人
- (3) 公平委員会の事務職員 2 人
- (4) 組合議会の事務職員 3 人

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員は、これを定数外とする。

3 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 3 の規定により職員の融通を行う場合においては、第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる職員の定数を加えたものをもって同項第 1 号に掲げる職員の定数とすることができる。

(職員の定数の配分)

第 3 条 前条第 1 項第 1 号に掲げる職員の定数の組合事務局内の配分は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。